

鴻巣市立

# 松原小学校いじめ防止基本方針

令和 6年度版

## はじめに

いじめ問題の解決は、「いじめを許さない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも、どの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むことが大切である。そこで、学校・家庭・地域が一体となって、いじめ問題に取り組むため、「松原小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

## I いじめの定義といじめに対する基本認識

### 1 いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

注1) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係を指す。

注2) 「心理的な影響」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

注3) 「物理的な影響」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられ（要求され）たり、隠されたりすることなどを意味する。

注4) 起こった場所は、学校の内外を問わない。

### 2 基本的な心構え

#### ○いじめの情報は個人で抱えず組織で対応する

いじめの情報をキャッチした場合には、一人で抱え込み、解決を図ろうとするのではなく、学年主任や生徒指導主任等を通じて管理職にまで情報をあげるなど、**学校のいじめ対応組織で情報を共有し、組織で対応することが必要である。**

#### ○いじめ被害を訴えた児童やその保護者の気持ちに寄り添う

被害児童が苦痛を訴えていれば、いじめの疑いに該当するととらえることが大切である。心構えとして、いじめを訴えた児童やその保護者の気持ちに寄り添うことが肝心であり、その訴えをきちんと把握した上で、必要な事実確認や調査などを行うことが求められる。訴えのあったいじめについて、その行為が実際に事実として行われたのかどうか、どのような内容であったかということを組織としてきちんと確認した上で、児童や保護者に伝えることが必要である。

#### ○情報を正確に記録する

対応に一貫性をもたせるために、「いつ」「どこで」「だれが（だれに）」「何を」「なぜ」「どのように」など、5W1Hに沿って時系列に正確な情報を記録する必要がある。その際、**推測や主観を交えず事実のみを記載することが大切である。**

### 3 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、「いじめが認知された場合の早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、いじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育のあり方にも大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## II 「いじめ防止」のための取組

いじめを生まない、起こさない学校づくりを推進するためには、本校の教職員全員が前述の「いじめの基本認識」をもとに、本校の児童をいじめに向かわせない、いじめを絶対に許さないという強い意識をもち、毅然とした態度で児童に接することが大切である。

併せて、教職員は、児童と同じ目線で物事を考えたり、共に感動したりするなど、児童に寄り添いながら、児童の声に耳を傾け、児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていく必要がある。

また、学校には、保護者に対して、その保護する児童がいじめ行為を行うことのないよう助言する役割もあり、「いじめ防止」のためにも、学校と家庭がこれまで以上に、連絡・連携を図る必要がある。

### 1 安全・安心な学校教育の推進

学校は、すべての児童が安全に安心して学校生活を送ることができる場所でなければならない。本校でも、学校教育目標の実現のために、以下の取組を行う。

#### (1) 学習規律の徹底

○学年・学級、全校での約束・ルールの遵守

○あいさつ、引き出しやロッカーなどの整理整頓・机の整頓、机上の整理等

#### (2) 学習意欲の向上

○導入の工夫、賞賛を中心とした評価（声かけ）

#### (3) 基礎基本の徹底と「わかる授業」「伸ばす授業」の推進

学校生活の基本は、授業である。この授業の中で、児童が「できる・わかる」喜びを味わえるよう教師一人一人が、授業改善を行い、確かな学力の重要な要素である基礎基本の徹底と思考力・判断力・表現力等の育成を図る。

#### (4) 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」という

ことを児童自身に理解させる。また、児童が人の痛みを感じ取り、思いやりの心をもつことができるよう、人権教育の基盤である生命尊重や人権感覚をはぐくむとともに、人権意識の高揚を図る。

#### **(5) 道徳教育の充実**

いじめを「しない」「させない」「ゆるさない」学級集団をつくるためには、道徳教育の充実は欠かせないものである。

児童は、心情が揺さぶられるような教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることができる。それらのことによって児童は、自分自身の生活や行動を省みることができ、いじめの抑止につながると考える。道徳の授業では、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱う必要がある。

## **2 規範意識を養う家庭教育の推進**

保護者は学校と連携して、その保護する児童の規範意識を高めるための家庭教育を推進することが重要である。

また、学校は、保護者研修会の開催やHP、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行うなど、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなど、特に以下の(1)～(4)について、理解、協力を得られるように努める。

#### **(1) 家庭内での「あいさつ」や「返事」を大切にす**

学校教育の基礎基本は、家庭での「あいさつ」や「返事」などの教育（あるいは「しつけ」）が重要である。また、「早寝・早起き・朝ごはん」など児童が規則正しく生活することが大切である。

#### **(2) 学校教育に対して、一層の関心をもつ**

学校と家庭との連携の基本は、確実な連絡にある。学校・学年通信や各種の連絡などに確実に目を通すことや学校公開日や各種のPTA行事などに、可能な限り参観・参加することは、学校での子どもの様子を知る上で大切である。

#### **(3) 子どもと関わる時間を増やし、「よいこと」は、認め、誉める**

児童は、保護者が自分に関心を示したり、認めてくれたり、誉めてくれたりすることに、嬉しさを感じるものである。生徒自身の良さや長所を認め、伸ばしていくことが大切である。

#### **(4) インターネット端末等の利用は、善悪両面あることを理解する**

スマートフォン・携帯電話やインターネットにつながるゲーム機などには、その利便性と同時に、誤った扱い方をすることで、いじめや犯罪などにつながる危険性もあることを親子で理解する。

## **Ⅲ 早期発見のための取組**

いじめの早期発見は早期解決につながる。早期発見のために、日ごろから教職員と児童との信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが大切である。また、すべての教職員が児童に関わる情報を共有し、保護者とも連携を図りながら、情報を収集する。

### **1 いじめの態様**

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として抵触する可能性もあり、いじめられている児童を守り通すという観点からも、毅然とした対応をとる必要がある。

( 分 類 )	( 抵触する可能性のある刑罰法規)
ア 冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌な（不愉快な）ことを言われる	…脅迫、名誉毀損、侮辱
イ 仲間はずれ、集団による無視をする	…刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	…暴行
エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、けられたりする	…暴行、傷害
オ 金品を要求される	…恐喝
カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	…窃盗、器物破損
キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	…強要、強制わいせつ
ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	…名誉毀損、侮辱

## 2 いじめは見えにくいことの認識

### (1) いじめは大人の見えないところで行われている

いじめは大人目の付きにくい時間や場所を選んで行われているということを認識する。

- ・無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態（時間と場所）
- ・遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態（カモフラージュ）

### (2) いじめられている児童の心理を認識する

いじめられている児童には、①親に迷惑をかけたくない ②いじめられている自分は大げ人間だ ③訴えても大人は信用できない ④訴えたらその仕返しが怖い などといった心理がはたらくことを認識する。

### (3) ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でのいじめ（の兆候）は、学校では見えにくいことを認識し、保護者と連携を図りながら早期発見に努める。例えば、「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの児童の行動に変化があった場合、保護者に学校へ相談、連絡するよう依頼する。

## 3 早期発見のための手立て

### (1) 日々の観察

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配る。児童とともに過ごす機会を積極的に設ける。

また、どの先生であっても、日常的にいじめの相談ができることを知らせる。

### (2) 信頼関係の構築

担任と児童・保護者が日ごろから連絡を密に取ることで、信頼関係を構築する。

いじめ等が心配される内容の情報提供があった場合は必ず、児童に確認する。また、必要に応じて家庭訪問等を実施するなど迅速に対応する。

### (3) 教育相談・学校カウンセリング — 気軽に相談できる雰囲気づくり

日常の生活の中での教職員の声かけ等、児童が日ごろから気軽に相談できる環境をつくる。

また、定期的な教育相談週間を設け、二者面談や三者面談等の教育相談を実施する。

#### (4) いじめ実態調査アンケート

児童は、隔月ごと（奇数月の年6回）、保護者は、每学期末（年3回）に、「学校生活アンケート」を実施する。

## IV 早期対応

教職員がいじめを発見、又は児童・保護者から相談を受けた場合には、その訴えを一人で抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちにすべてを学年主任、生徒指導主任、いじめ対策委員会（生徒指導委員会・教育相談部会）及び管理職に報告・相談をする。

また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守っていく。

### 1 いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ

- ・「いじめ対応組織」として、生徒指導委員会・教育相談部会の委員を招集し、「いじめ対策委員会」を設置する。
- ・いじめられた児童を徹底して守る。
- ・見守る体制を整備する。（登下校、休み時間、清掃、放課後等）

正確な実態把握

指導体制、方針決定

生徒への指導・支援

今後の対応

保護者への指導・支援

### 把握すべき情報例

- ◆誰が誰をいじているのか？……………【加害者と被害者の確認】
- ◆いつ、どこでおこったのか？……………【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたか？…【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か？……………【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらい続けているのか？……………【期間】

#### (1) いじめられた児童に対して

##### 〔児童に対して〕

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できることを伝える。
- ・自尊感情を高めるような声かけをするなど配慮する。

##### 〔保護者に対して〕

- ・発見したその日のうちに、家庭へ連絡し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を図りながら、解決に向けて取り組むことを伝える。
- ・家庭で児童の変化に留意してもらい、どのような些細なことでも連絡してもらいように伝える。

## (2) いじめた児童に対して

### 〔児童に対して〕

- ・ いじめた気持ちや状況など、いじめに至った背景にも目を向ける。
- ・ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

### 〔保護者に対して〕

- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識してもらい、家庭での指導を依頼する。
- ・ 児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

### 〔周りの児童に対して〕

- ・ 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・ いじめに関する報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

◎いじめに対する継続指導・経過観察を必ず行うことが重要である。

## 3 いじめの解消に向けて

いじめの解消とは

いじめの解消は次の二つの要件が満たされている必要がある。

### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

### ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。

- ・ 教育相談、生活ノート、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・ いじめられた児童のよさを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取りもどさせる。
- ・ いじめられた児童、いじめた児童、双方にスクールカウンセラーや関係機関の活用を含め心のケアにあたる。
- ・ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のための日常的な取組や実践計画を見直し、いじめのない学級・学校づくりへの取組を強化する。

## V ネット上のいじめへの対応

学校は、インターネットの特殊性による危険を十分に理解し、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

未然防止には、児童のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者と連携を図る。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図ると共に、人権侵害や犯罪など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応する。

### 1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法によって、いじめを行うこと。

### 2 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と密接に連携・協力し、双方で指導を行う。

#### (1) 保護者等に伝えたいこと

##### ○未然防止の観点から

- ・生徒のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは保護者であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童を危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせることについて検討する。
- ・インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や知らぬ間利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有のトラブルが起こる可能性があるという認識をもつ。
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童に深刻な影響を与えることを認識する。

##### ○早期発見の観点から

- ・家庭では、メールを見たときの生徒の表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に留意し、インターネットによるいじめにあっている可能性がある場合はすぐに本人に確認するとともに学校へ連絡、相談する。

##### ○情報モラルに関する指導

インターネットの特殊性による危険や児童生徒が陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

#### (インターネットの特殊性を踏まえて)

- ・発信した情報は、多くの人に広まること
- ・匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- ・違法情報や有害情報が含まれていること
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
- ・誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許されるものではないこと。
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

### (1) 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- ・書き込みや画像の削除、チェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を児童や保護者に助言し、協力して取り組む。
- ・学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携を図る。

### (2) 書き込みや画像の削除に向けて

- ・被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

## VI 重大事態への対応

### 3 早期発見・早期対応のためには

#### (1) 重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法第28条より)

#### (2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合には、直ちに鴻巣市教育委員会を通じて速やかに市長に報告する。また、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれのある場合は、直ちに鴻巣警察署に通報し、適切な援助を求める。

#### (3) 調査を行うための組織の設置

当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、学校における「生徒指導委員会・教育相談部会」を母体とする「いじめ対策委員会」を設置する。

#### (4) 事実関係を明確にするための調査の実施

この調査は、本校が事実をしっかり向き合うためのものであり、重大事態に至るいじめ行為の事実関係を可能な限り明らかにする。また、必要に応じて、教育委員会に設置された鴻巣市いじめ問題調査委員会が調査を行う。

#### (5) 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等の情報を適時・適切な方法で、経過報告も含めて提供する。なお、これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

また、調査結果については、鴻巣市教育委員会を通じて、鴻巣市長に報告する。

## VII いじめの防止等のための組織の設置

本校は、「生徒指導委員会」並びに「教育相談部会」を母体とした、いじめ防止等を実効的に取り組む組織を設置する。また、心理・福祉に関する専門的な知識を有するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を積極的に活用する。

## VIII その他

本校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。必要があると認められるときは、学校いじめ防止基本方針の見直しを図る。